

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1011010	農地法で規定されている第1種農地の転用許可要件の弾力的運用	<p>馬産地である浦河町では、自宅で馬を飼うという「馬との暮らし」を柱とした移住促進に取り組んでおり、この事業を円滑に進めるためには、牧場地帯において自馬を飼うための放牧地や居住するための住宅用地を確保する必要がある。</p> <p>このため、「馬と暮せるまち」を全国に発信するとともに移住者が牧場地帯で「放牧地付き住宅で人と馬が共に暮らす生活」を実現できるよう、第1種農地について農地転用（農地法第5条に基づく農地の権利設定・移動）の許可要件の弾力的な運用を行なう。</p>	<p>浦河町は、馬産地であることから獣医師や飼料・資材の確保が容易であり馬を飼うための条件が整っている。こうした地域の特徴を活かした独自の取り組みとして、自宅で馬を1～2頭飼うという「馬との暮らし」による移住を提案しており、実際に全国の乗馬愛好者から問合せが寄せられている。</p> <p>当町が進める「馬との暮らし」には、牧場地帯の中に馬の放牧地（運動場）としてある程度の面積を確保することが欠かせない。このためには農地を利用する必要があるが、農地の利用（転用）は農地法により許可基準が規定されており、この規定が弾力的に運用されなければ当町の取り組みは進まない状況にある。</p> <p>これまで農林水産省への相談により、第2種及び第3種農地における「馬との暮らし」は、内容によっては転用許可対象になり得るとの見解を示していただいているが、浦河町の農地はほとんどが農用区域内の農地もしくは第1種であることから、第2種・第3種農地のみでの利用では十分な事業効果が望めない。</p> <p>こうしたことから、第1種農地の転用許可要件を弾力的に運用することにより、移住促進を円滑に進めるものである。</p> <p>なお、「馬との暮らし」には現在の牧歌的風景を維持・保全していくことが欠かせないことから、無秩序な土地利用を防ぐために、利用する農地は第1種農地のうち、農地の端部や、非農地と接している等によって小面積の生産性の低い農地に限るとともに、土地利用や建築物の基準を定めるなど町として農地利用を認めることのできる「馬との暮らし」についての要件を設けることが必要であると考えている。</p> <p>『別紙 事業内容書あり』</p>		浦河町	1 北海道	農林水産省
1025010	農用地利用計画の変更に係る意見聴取の適正化	<p>現行の法・施行令によると、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更するときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区等の意見を聴かなければならないが、農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更する際、土地改良区からの意見聴取については変更箇所を管轄する土地改良区及び、排水等による影響が懸念される同一水系の土地改良区のみとしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更（農振除外・編入等）する場合、法・施行令に基づき農業協同組合、土地改良区、農業委員会、（必要に応じ）森林組合から意見聴取している。 ・また、土地改良区においては、変更箇所における土地改良事業の有無に関わらず、市内すべての機関から意見聴取している。しかし、変更箇所を管轄していない土地改良区にとって管轄外の土地については意見しづらく、形式的な回答となる恐れがある。その場合、国のガイドラインにある「市町村整備計画の推進に必要な農業生産基盤整備、農業近代化施設の整備等の諸施策が適正に行われるよう、意見を聴く」という趣旨にそぐわない。 ・規制が緩和されることにより、適切な意見聴取が可能な上、管轄外の土地改良区に対する意見照会・回答に係る事務処理の省略化を図ることができ、より一層、農業経営基盤整備等が促進されることと考えている。 ・実際、当市でも、県からは、「農振法では、市内にある全区域の土地改良区から意見を聴くことと読み取れるため、そのように事務を行うこと」との指導のとおり、農振法施行令第3条では「管轄する土地改良区のみ」との記載は無いため、形式的であっても、「当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする」市内の土地改良区4機関すべてから意見聴取しているのが現状である。 		新潟県 妙高市	15 新潟県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1035010	再開発事業の権利変換後の資産管理における農業協同組合の土地の賃貸に対する特例	都市再生緊急整備地域内がかつ総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画に記載された法定市街地再開発事業を実施した場合、権利変換で置き換わった従前資産を有する農業協同組合については、自己使用分以外の資産を、駐車場等公共の福祉に寄与する施設用途の底地として賃貸することを、附帯事業ではなく「農協が行なうことができる事業(農協の行為能力)」として認める。	<p>柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域及び中心市街地活性化基本計画区域内にあり、3本の都市計画道路と一体的に整備し、土地の高度利用を図ることで、防災性能を含む都市環境の改善と機能更新を実現する事業である。複合施設として整備を予定している「柏市中央図書館」及び「クリニックモール」は、中心市街地活性化基本計画の都市福祉施設として位置づけられるものであり、また、商業施設は急激な郊外化に対する商圈維持にとって極めて有効な施設でもあり、柏市のまちづくり(中心市街地の活性化)にとって極めて重要な位置付けにある。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状では、JA柏市は再開発事業(権利変換)後、自己使用分以外の資産を賃貸することができないと、最大地権者であるJA柏市の事業への参加同意が得られず、そうなれば再開発事業の実施を断念せざるを得ない。一方、柏市が昨年度実施した商圈調査でも、駐車場不足が来街機会減少の要因となっているという分析がなされ、かつ、地価の高い区域における駐車場施設の事業性は厳しい。仮にJA柏市が底地を所有し、駐車場施設運用者に賃貸すれば土地費の顕在化が回避でき、駐車場運営を円滑に実施できる。つまり、JA柏市が土地を賃貸することができれば、当該再開発事業の実施によって柏駅周辺の中心市街地の発展に大きく寄与することができるため、是非、附帯事業としてではなく「農協が行なうことができる事業(農協の行為能力)としての特例」をご検討願いたい。(別様あり)</p>		柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合、柏市	12 千葉県	農林水産省
1042010	企業誘致に係る農地転用等規制緩和	農業振興地域整備計画変更手続きの簡素化 農地法第5条の農地転用許可要件の緩和 農地転用に伴う農地・水・環境保全向上対策事業交付金返還免除	<p>①想定する経済的社会的効果…企業誘致による雇用拡大。1社当たり2~30人。</p> <p>②地域の特性…本市は山間部に位置し、土地の80%余りを山林が占めている。山林も兵庫県下最高峰氷ノ山を筆頭に600~1000m級の山が並び容易に開発できるものではなく、平地の大部分は農地が占めているといった地勢であります。さらに、国の三位一体改革により財政力の弱い本市において交付税の減額、少子高齢化による地域基盤の脆弱化により非常に厳しい状況に置かれております。この状況を打開していくために、積極的に企業誘致を進めております。</p> <p>③④現状の規制の問題点…前段にも記載のとおり企業誘致すべく残された土地のほとんどは農地となっております。さらに条件の良い場所はほ場整備も実施され、第1種農地となり転用に制限がある上、さらに今年度よりの農地水環境保全向上対策事業により転用が難しくなっております。企業誘致において、進出までのスピードが求められる昨今、農地転用に1年以上要す上、転用の可能性が不確実だと企業誘致にとって非常に不利となります。</p> <p>今回提案は、過疎・山村振興地域等に指定される本市が誘致に関わる企業の農地転用に限り、ア)農振除外手続き中に農地転用申請を行う。「農振除外完了を条件に農地転用を許可」など付帯条件付許可を行う。イ)第1種農地の転用について例外許可とする。ウ)農地水事業の交付金を過去へ遡って返還させない。このことにより農地転用を3ヶ月以内に転用を可能にする。</p> <p>⑦弊害発生防止の措置…農地の転用による企業進出については、事業内容等について養父市で審査し、地元農家と企業の合意形成をバックアップすることにより弊害防止に資する。</p>		養父市	28 兵庫県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1055100	千葉県柏市における農地の転用の自由化	農地の転用には農地法に基づき農林水産大臣・都道府県知事・農業委員会等の許可が必要である。その一部を面積の制限付で(所有面積の10分の1等)自由化することで新しいビジネスモデルの誕生を促す。	生産だけでなく流通・販売と一貫経営を行ったり、観光農園を経営する農家が増えてきているなか、農地法の規制が新たなビジネスを生み出す足枷となっている。 農地の転用の許可は生産性の高い優良な農地ほど一般的に許可が厳しい状況だが、そういった農地こそ一般消費者と触れ合える機会を作るべきではないか。 首都圏からも日帰り可能な地域：千葉県柏市において観光施設等を併設した農地を増やすことで、生産者と消費者の接点を増やし、農業への興味・関心をより多くの人に持ってもらえるようにする。		(株)パソナシャドー キャビネット	14 神奈川県	農林水産省
1055110	千葉県柏市における、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りの自由化	農業委員会または県知事の許可無く農地の売買・貸し借りが不可能な状態を、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りを可能にすることで、新規就農者の増加・農業を含めた新しい働き方の増加を目指す。	本条項の目的は農地の売買・貸し借りを許可制にすることで、確実に農業生産を出来る人・法人による農地の活用を目的としている。しかし、農業委員会の許可基準として①取得したすべての農地を耕作すること②農作業に常時従事すること③農地の合計50a(北海道は2a)以上であること④効率的に耕作すること、とハードルの高い内容となっている。 耕作放棄地が増加する昨今、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りを可能にすることで、農地の活用方法が広がるのではないかと。例えば、農地内でも観光農業に店舗をも設ける・週3日農業、週2日他業種にて就業という働き方の選択・趣味の農業などである。 全国に発展をしていきたいが、まずは首都圏在住の人が日帰りで農業が出来る、千葉県柏市に特化することで、意欲のある人が元手が無くても農業に参入できる仕組みを作ることが目的である。		(株)パソナシャドー キャビネット	14 神奈川県	農林水産省
1079010	農業振興地域整備に関する特区	農業振興地域の整備に関する法律において、農業振興地域を設定する面積基準(大阪府の場合おおむね100ha以上)や「優良農地を判断する上での面積基準「20ha」を緩和し、遊休農地の発生防止、農地の有効利用など農業振興を一層推進する観点から、小規模農地を含め地域の実情に応じて弾力的に対応できる制度とする。	(想定される事業) ○名称:「農業振興地域整備に関する特区」における農のある環境づくり支援(仮称) ○内容:営農環境の改善や地域活性化について農業者が主体となって策定した地域協定等を市町村長が認定することにより、認定された地域を市町村長が農業振興を図る特別な地域として定め、地域ニーズに応じた基盤整備を図る。 ○効果:営農意欲が高く、将来にわたって農地としての活用がなされる地域に対して、総合的な農業振興を図ることで、農地と都市とが共存した環境の保全と活用の推進に寄与する。 (規制改革の必要性、地域の特性・意義) ○現行の優良農地の面積基準は、生産性の観点から設定されており、市街化の進んだ地域における農業経営の実情や農地の多面的機能について考慮されたものではない。このため、地域ごとの実情や特性を反映した土地利用を図る必要がある。 (経済的社会的効果) ○市街化調整区域における農業振興地域以外の農地に対しては、これまで農業投資がなされてこなかったため、営農条件が悪化してきているのが現状。一方、これらの地域では営農意欲の高い農業者が存在し、また、地域住民にとっても安全で新鮮な農産物の供給の場であるだけでなく、良好な環境を提供するなど様々な役割を果たしている。このため、これらの地域の農業振興を図る必要がある。		大阪府農業法人協会	27 大阪府	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1082010	農地転用に係る国の関与の排除	農地転用は原則知事許可としながら、4ha超の農地転用は農林水産大臣許可とし、2ha～4haの農地転用は農林水産大臣に協議しなければならない。 4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲し、2ha超～4haの農地転用の国への協議を廃止すること。	【実施内容】 現場に近く地域の実情に精通する基礎自治体は、市町村合併により規模・能力が拡大しており、許可権者としてこの役割を担うにふさわしいと考え、県の許可権限の基礎自治体への移譲を行っている。 農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより、迅速な対応などが可能となり、住民サービスの向上につながる。 【提案理由】 農地転用規制は、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されているが、対象面積で許可権限を区分することは、この要請を満たすにあたり合理的とは考えられない。農振農用地区域内の農用地の転用は原則不許可とするなど、転用基準は法定化されており、許可権者によって運用が左右されることはあり得ず、また、総合規制改革会議の指摘は、一部の不適切事案をもって地方行政全体を傾向づけるもので、適切な指摘とは考えられない。 転用規制が厳格に運用されないことは、単に地方行政の責に帰すものではなく、国や県の行き過ぎた関与が基礎自治体の主体性を阻害することも一因であり、地域により身近な自治体が自らの責務として地域の実情に即した転用規制の運用を図ることが、責任の所在も明確となり、優良農地の確保につながると考える。		広島県	34 広島県	農林水産省
1082140	農業委員会の必置規制の廃止	基礎自治体が地域の実情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い、設置の是非を自ら判断できるよう、農業委員会の必置規制を廃止すること。	【実施内容】 農業委員会の必置規制を廃止することにより、基礎自治体は、地域の実情に応じて、自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。 【提案理由】 農業委員会交付金が税源移譲の対象となり、市町村へ一般財源化されている中、地域の実情に精通する基礎自治体が、自主的かつ自己完結的な行政サービスを行う体制づくりが必要である。農業委員でなければ地域農業の調整活動ができないことは無く、他産業と同様に基礎自治体職員が地域農業に対して行政サービスを行うことは十分可能である。		広島県	34 広島県	農林水産省
1082141	農地転用許可の農業会議への諮問の廃止	農地転用許可などの農業会議への諮問を廃止し、基礎自治体が自己完結的かつ効率的に判断できるよう、制度を見直すこと。	【実施内容】 県から農地転用許可等の権限移譲を受けている基礎自治体においては、農業会議への諮問を廃止することにより、例えば、標準処理期間が60日間から40日間に短縮が可能であり、住民サービスの向上につながるとともに、基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することで、農地行政上の課題である優良農地の確保や担い手への農地集積等の解決に向け、住民に直接説明責任を果たす行政を確立できる。 【提案理由】 広島県においては、市町村合併の推進により広域化した基礎自治体に、住民に身近な事務は基礎自治体自らが処理する観点から、農地転用許可を平成17年度から5年間で全市町へ権限移譲することとし、現在15市町への権限移譲が完了している。権限移譲を受けた市町は更に農業委員会へ許可権限を委任しており、一度農業委員会で許可妥当とした案件を更に農業会議(農業委員会会長が会議員)で諮問するということは、二重の関与に他ならない。申請者に対する迅速な事務処理が基礎自治体で完結するよう、県農業会議への諮問は廃止すべきである。		広島県	34 広島県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1082150	農業経営体の育成に関する事業の基礎自治体による総合的実施（農業経営基盤強化促進法等の法施行事務など）	現行法では、市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、県知事に協議し同意を得る必要があるが、この協議を撤廃すること。	<p>【実施内容】 市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、市町村が必要とする場合は県に助言を求めることができることとする。 また、策定した場合は県に報告するものとする。</p> <p>【提案理由】 市町村農業経営基盤強化基本構想は①県の定める農業経営基盤強化基本方針及び②地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、③農業振興地域整備計画等の地域の農業振興に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。 ②、③については市町の責任において担保可能な事項であり、県の同意を要することではないのは明らかである。同様に①についても、市町の責任において遵守することが可能であり、県へ改めて協議し、同意を得る必要はないと考える。 県の基本方針は、県としての方向性を示すとともに、県全域及び地域で共通する事項の整理により市町の負担を軽減することがその主旨であると考えており、市町も当然にこれを遵守することから、これまでも市町が基本構想を策定する際に県の基本構想と大幅な齟齬が生じる事態は起こっていない。 従って、国もこれらの仕組みに係らず市町村がそれぞれの地域の実情に応じた担い手育成の取り組みを行うことは可能と判断(H18.9.15)しているとおおり、県の基本方針に沿った基本構想の策定も十分可能であり、県知事への協議は不要である。</p>		広島県	34 広島県	農林水産省
1082190	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定における協議の廃止	地方公共団体が策定する各種計画は、国、県が策定する上位計画に即して策定することが義務付けられているが、必要以上の国等の関与は排除すべき。 県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣、市町が農業振興地域整備計画を定める場合の県知事への協議・同意の義務付けを廃止すること。	<p>【実施内容】 国や県に対する事前協議や同意手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。</p> <p>【提案理由】 県が定める農業振興地域基本方針、市町が定める農業振興地域整備計画の策定に当たっては、国の指標やガイドラインを参考に、上位計画に即して策定している。 国は県、県は市町に対する助言などに留め、地方公共団体は助言を検討し必要と認められた場合に方針・計画を変更するなど、地方公共団体の主体的な取り組みを可能にすべきである。</p>		広島県	34 広島県	農林水産省
1082200	農地転用申請に係る添付書類の簡略化	農地転用許可申請の添付書類は、農地法施行規則第4条に規定されているが、規則を改正して省略が可能な書類は簡略化すること。	<p>【実施内容】 申請者の時間的、経済的負担の軽減が図られ、住民サービスの向上につながる。</p> <p>【提案理由】 広島県では、「分権改革推進計画」に基づき、住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており、住民サービスという視点からも、基礎自治体で入手可能な書類は簡略化していくことを提案している。 現在、登記事項証明書の取得はオンライン化が進んでおり、自治体が法務局へ登録すれば取得に要する事務量はわずかなものである。実務上、申請事務に要するのは自治体が申請者に対して行う窓口指導（書類の確認等）であり、申請者負担となっている登記事項証明を自治体側で取得することが可能となれば、窓口指導もスムーズに行え、かつ事務処理の減につながることも考えられる。 このように、住民サービスの観点からも、各許可権者の判断により書類の添付を省略させることが可能となるよう、施行規則上の義務付けは廃止すべきである。</p>		広島県	34 広島県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1082230	主要農作物種子審査の民間解放	<p>主要農作物種子法（以下、「法」という。）において「県の職員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する①ほ場審査、②生産物審査事務について、「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。</p>	<p>【実施内容】 民間で実施することにより事務の効率化が図られ、住民サービスの向上につながる。 また、当該民間審査機関は、県知事が必要な審査技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。</p> <p>【提案理由】 主要農作物種子法第4条第4項において、主要農作物種子の審査については「県の職員」が行うこととされているが、 ①国並びに都道府県が定める基準に従って審査を行うこと ②本県では従来からJAの営農指導員がほ場審査、生産物審査に立会しており、審査を実施するために必要な知識・技術を十分習得していること ③種子の販売には、農産物検査法に基づき農産物検査の実施が義務付けられているが、当該検査については既にJA等に民間開放されており、ほ場審査及び生産物審査についても民間開放することは十分可能であること 以上のことから、主要農作物種子に関して県が行っている法第4条に規定する審査及び法第5条の審査証明書等の交付等の事務について民間が実施できるよう法律の改正を求めらる。</p> <p>また、農林水産省は「主要農産物種子制度関係事務の処理に係る留意事項について（平成19年3月29日付け生産局長通知）」の中では、法律に基づく事務の処理について都道府県に通知されたが、技術的助言として取り扱われている「主要農作物種子制度基本要綱」及び「主要農作物種子制度の運用について」の審査の運用を説明されたに留まっており、昨年度本県が提案した内容に対する措置となっていない。</p>		広島県	34 広島県	農林水産省
1085010	成田空港周辺地域保税倉庫における植物検疫の可能化	<p>成田空港周辺では、フォワーダーによる保税倉庫の面積が空港内施設の面積を超え、一般貨物に関しては周辺地域と一体で物流機能が果たされている。生鮮農産物については到着空港での検査が植物防疫法で規定されているが、空港周辺の一定条件を備えた保税倉庫でも可能となれば、今、国民が一番心配している食の安全・安心が求められる輸入生鮮農産物に関しても、周辺施設を活用した効率的な物流体制の整備が可能となる。</p>	<p>成田空港が開港された約30年前、誰もがこれだけ大量の生鮮貨物の輸入は想像できなかったと思います。これらの急増貨物に対応する為、貨物地区は狭隘な場所での継ぎ足し継ぎ足しの施設で更に非効率を招き使用料は世界一高い、また生鮮貨物を蔵置する空調施設はほとんどなく、特に夏場倉庫内温度が40℃にも達し、今、成田空港に輸入された生鮮貨物は食の安全面において大変危険(施設不備による急速な劣化)な状態にさらされています。一般貨物は到着空港での検査の規制がなく、大半が到着するとすぐ空港周辺の保税倉庫に移送・通関と非常に効率よい作業がされています。一方、生鮮農産物は植物防疫法で到着空港での検査が規定されているが、空港外であっても密閉型車両により移送し、くん蒸(消毒)施設を持ち、出入り口にネットを設置するなど空港内と同程度の病害虫の飛散防止策等を講じた保税倉庫については、空港内と同等とみなし検疫を可能とすることができれば、周辺施設を活用した一体的な物流体制整備が可能となり、空港機能の向上と通関時間の短縮、更に空港内にはない空調施設内での作業による食の安全が可能となります。なお現行でも空港内での検査の結果、くん蒸(消毒)が必要とされた輸入植物を植物防疫官立会いの下封印した密閉車両で搬出し、空港周辺の保税倉庫内のくん蒸施設で植物防疫官立会いの上、消毒を行うことは認められている。また、折角日本の生産者が丹精こめて作った高品質の農産物も空調施設のない成田空港で品質は一気に劣化する実情であり、これらの施設を使うことにより日本産の高品質な農産物の輸出奨励政策の実現が可能となる。(別紙添付資料参考)</p>		日本花輸出入協会	13 東京都	農林水産省
1103030	日光那須塩原間国有林上空交通路の構築のための国有林の貸付け	<p>観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光～鬼怒川～那須塩原間を結ぶ空中交通路を構築するための、国有林の貸付け。</p>	<p>栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バス等の公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時ではそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは行楽の魅力が乏しい為であるが、第一の原因に観光スポットに対して自由度の高い交通手段が皆無であること、第二に観光に対する新鮮なアイディアに乏しいことが問題となっている。</p> <p>こうしたことから、日光市竜王地区（東武鬼怒川線新藤原駅最寄）から高原山南側を経由し那須塩原市関谷地区（会津東街道沿い）間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmに観光交通手段として複線ロープウエーを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアと那須、塩原エリアをほぼ直線で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることが可能である。また途中に中間駅（土上平放牧場、八方ヶ原等）を設けることで栃木県北地域の特色である自然（レンゲツツジ等）と酪農に触れ合うことができる。上空からの春夏秋冬の移り変わる自然を展望することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切り札となり得る。しかしながら、日光～那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性の為に国有林の貸与を求めるものである。</p>		個人	9 栃木県	農林水産省 環境省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1124020	補助事業で整備した漁港施設 用地の利用の緩和	補助事業で整備した漁港施設用地（以下、「補助用地」という。）について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港漁場整備法第3条の中の各種漁港施設に直販所を追記する。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条のただし書きに規定する政令で定める場合に、補助用地が未利用・低利用となっている場合を追記する。	補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由： 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難（大臣官房経理課長通知H16.9.7）。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更（漁港施設用地から漁村再開発施設用地）の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。（水産庁計画課長通知 H6.9.22） 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないとの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。（漁港漁場整備部長通知 H13.10.1.） 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。		兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省
1124070	農地転用許可に係る大臣との 事前協議の廃止及び大臣許可 基準（4ha超）を8ha超に引き 上げる。	2ha超4ha以下の農地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準（4ha超）を8ha超に引き上げる。	農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化、運用されており、県の自治事務として厳格な取扱い、運用はできると考える。優良農地対策は、国と同様に県も重要事項であり、責任を持って判断を行っている。対象面積で許可権限を区分することに合理的な基準はないと考えるが、4haは用排水処理の単位となる一団の農地（平均的な圃区）で、8ha（2区画）であっても周辺農地に与える影響等について、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことはできると考える。		兵庫県	28 兵庫県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1134010	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	<p>・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。</p> <p>・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合に、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。</p> <p>・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。</p> <p>・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。</p> <p>(その他)</p> <p>・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。</p>	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1134020	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(I)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	<p>・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(I)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。</p> <p>・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、①ビジネス目的、あるいは②乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。</p> <p>・一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バンコク空港(タイ)、クアラルン・プールの空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。</p> <p>・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。</p> <p>・なお、ABTC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。</p> <p>(その他)</p> <p>・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。</p>	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1135060	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内陸乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1138010	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1151051	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元で大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1135050	出入国手続施設の多様化	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続（C I Q）を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1158010	市町村合併に伴う農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の経過措置	市町村合併前に、農村地域工業等導入促進法（以下農工法）の適用を受け、造成した既存の産業団地の拡張部分に、市町村合併後も農工法の適用を受けられるよう、人口要件（人口20万人以下）の一定期間（10年程度）の経過措置を講じる	これまでの経緯と地域の特性 本市のA町(本市と合併)は農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化、農家の後継者不足、新規学卒者等の若年層の流出など抱える問題も多く、これらの問題を解決すべく、以前より農村地域工業等導入促進法（以下農工法）を活用し、企業誘致を進めることにより、農業と工業の均衡ある振興を図ってきた。 提案理由 福岡県においては「北部九州自動車150万台生産拠点構想」策定し、自動車関連企業の誘致等を推進するなか、多くの企業が北部九州に注目しており、企業誘致が実現する可能性が非常に高い。しかし、A町は合併前は農工法が活用できたが、合併後は人口要件により、農工法が活用できない。合併による激変緩和と均衡ある発展、さらには農業を含めた地域の産業の活性化の為、農工法の人口要件（人口20万人以下）の一定期間（10年程度）の経過措置を講じるよう提案する。		A市	40 福岡県	農林水産省
1158020	農業振興地域の除外の緩和及び農地転用の第1種農地の許可の特例	農村地域工業等導入促進法により開発した工業団地を拡張する場合の工業用地造成事業に農業振興地域の除外の要件緩和及び農地転用の第1種農地の許可の特例を適用する	これまでの経緯と地域の特性 本市のA町(本市と合併)は農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化、農家の後継者不足、新規学卒者等の若年層の流出など抱える問題も多く、これらの問題を解決すべく、以前より農村地域工業等導入促進法（以下農工法）を活用し、企業誘致を進めることにより、農業と工業の均衡ある振興を図ってきた。 提案理由 福岡県においても「北部九州自動車150万台生産拠点構想」策定し、自動車関連企業の誘致等を推進するなか、多くの企業が北部九州に注目しており、企業誘致が実現する可能性が非常に高い。しかし、A町は合併前は農工法が活用できたが、本市との合併後は、人口要件により、農工法が活用できない。そこで、工場用地の造成を目的とした農振除外及び農地転用の第1種農地の許可対象とするよう特例措置を提案する。		A市	40 福岡県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1181010	オオクチバスの飼料、保管、 運搬、引受、購入などの禁止 の緩和	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡(引受購入等)等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地元及び経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。		下北山村漁業協同組合 上北山村漁業協同組合	29 奈良県	農林水産省 環境省
1182010	玄米及び精米品質表示要件の 緩和	米の表示基準要件である産地・品種の証明について、市が地域特産品として推奨している少量生産米については、農産物検査法以外の証明方法による場合でも証明と認める。	酒田市では庄内バイオ研修センターを設置し、品種改良により「酒田女鶴」という米を開発(品種登録者:酒田市)し、地域特産品として全国に流通・販売することで地域農業の活性化および消費者の多様なニーズに対応することを目指している。 現在、国内産米は農産物検査法の検査により、農産物規格規程で設定された「産地品種銘柄」に基づき、産地・品種の証明が得られ、包装に表示しての販売が認められる。しかし各産地において、産地品種銘柄以外の品種を生産した場合は、検査で品種を証明できず、「その他米」としてしか流通できない。 本品種は平成19年産国内産農産物銘柄設定等に係る審査会で、産地が酒田市に限定されることや市場評価がまだ低いことを理由に、産地品種銘柄の設定を見送られた為、包装に産地・品種を表示して流通できない。よって地域特産品として普及が進まない状況。 そこで、JAS法の表示基準要件を緩和して、市から発行する種子証明(種子の流通経路が限定されていて混入がないことの証明)でも、農産物検査法による証明の代用証明として認めて欲しい。種子は品種改良を行った市で徹底管理しており、栽培説明会を経て農業者から誓約書を取って個別に種子供給している。誓約書では、「種子・苗を他者へ譲渡しないこと、自家採種及び自家増殖をしないこと、田植え作業後に作付け場所及び面積、刈り取り作業後に収量を指定の用紙で市に報告すること」としており、種子の流通経路は極めて明確である。また検査料が生ずるが、代表サンプルをDNA鑑定する方法もある。		酒田市、酒田女鶴部会	6 山形県	農林水産省
1182020	産地品種銘柄設定要件の緩和	市が産地として推奨している少量生産米でも、産地品種銘柄として設定する。	酒田市では庄内バイオ研修センターを設置し、品種改良により「酒田女鶴」という米を開発(品種登録:酒田市)し、地域特産品として全国に流通・販売し、地域農業の活性化および消費者の多様なニーズに対応することを目指している。しかし現在、産地品種銘柄に設定されない為、包装に「酒田女鶴」と表示して流通ができない。 産地品種銘柄の設定は、平成16年の全国規模での規制改革要望への対応方針により、「設定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。」とされ、規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に基づき平成16年度に当該措置が講じられている。 こうした中、平成19年産国内産農産物銘柄認定等に係る審査会に「酒田女鶴」を産地品種銘柄に設定するよう申請したが、「酒田女鶴は市場評価がまだまだであり、産地が酒田市限定(作付面積5ha)だと、山形産米としての産地品種銘柄を設定するには時期尚早」とのことで認定を見送られた。 しかし要領第4条3項による認定要件は「原則として当該都道府県において奨励されている品種であること」とあり、市が産地として奨励している品種を認めないことにはならず、作付面積の基準もない。 酒田市でうる米づくりを進めるには、「酒田女鶴」を地域ブランドとして確立することが不可欠である。よって、市が奨励する品種は、少量でも地域の実情に応じて柔軟に産地品種銘柄の設定がなされるよう、産地及び作付面積の認定要件を緩和して欲しい。		酒田市、酒田女鶴部会	6 山形県	農林水産省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1184010	農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設へ転用する	クラブハウス「ザ・フェザンツ」として活用している施設の周辺にある農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設としての転用を可能とする。また、市街化調整区域内で、厩舎等の乗馬施設運営に必要な建物の設置に際し、開発許可を不要とする。	当NPO法人がクラブハウス「ザ・フェザンツ」を中心として展開してきた事業の中で馬や小動物と関わったホースセラピー事業の反響が大きいものとなっています。また、当該施設は、伊丹市の障害者施設として運用されていたことがあり、宝塚市や近隣の市にも近いため障害者が集まりやすい場所・宿泊して事業に参加しやすい場所にあります。反響の大きいホースセラピー事業の効果をより高めるため当該施設周辺に馬場を設置し、さらなる展開を図ろうとしていこうとした矢先に、農地の転用ができないという問題に直面しました。展開したい土地は、市街化調整区域に指定されている農振農用地区域です。幸いにも5年に一度の見直し時期にあり、現在市と県にその農振農用地区域から当該地域を除外して欲しい申請をしておりますが、その可能性がどのくらいか私たちにはわかりません。また、その申請が受け入れられたとしても月日を要します。ホースセラピー事業を展開したい者は若者が彼らはこの事業に夢をかけています。しかし、転用が不可能または可能であったとしても多大な月日がかかることには限界があります。若き彼らのエネルギーをホースセラピー事業に注ぐためにも、またその事業の展開を待ち望んでいる障害者の団体のためにも、当NPO法人は事業展開を可能にするために、今回の特区申請をするものです。 *対象の土地は市街化調整区域に指定されている農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）である *対象地はホ場整備（土地改良法）を平成8年12月15日に終了しているので転用可能な8年は経過している		NPO三田ラグビーフットボールクラブ	28 兵庫県	農林水産省 国土交通省
1187020	CIQ対応の特例（船内での入国審査等の実施）	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大（船内での入国審査等の実施）	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
1189010	市街化調整区域内の農用地区域内農地へのリサイクルセンターの設置について	市街化調整区域内の農用地区域内農地に、地区住民が持ち寄った不要物をリサイクルする施設が設置できるよう、都市計画法第34条、農地法施行規則第7条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に明確に規定して欲しい。	松前町中川原地区の約80%を会員とする本NPO法人は、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、生活環境の改善に関する事業を実施していますが、その一環として、地区住民が持ち寄った不要物のリサイクルを行う施設（リサイクルセンター）の管理運営も行っています。具体的には、地区の各家庭がリサイクルセンターへ持ち込んだ不要物の分別・加工等をボランティアで行い、生ゴミについては堆肥化、アルミ缶等は売却するなどしてリサイクルに取り組みしており、町のゴミ減量化に一定の役割を果たしていると自負しております。現在、リサイクルセンターは民有地(宅地)を借りて設置していますが、この土地所有者の返還要求があることや、地区住民のリサイクル意識の向上に伴う持込量の増加によるセンターの狭隘化などにより、センターを移転する必要に迫られています。移転先としては、適当な民有地(宅地)がないことから、遊休農地となっている農地に設置できないか検討しましたが、当地区の農地の大部分は市街化調整区域内の農用地区域内農地であるため、設置は非常に困難です。このままでは、地区全体でのリサイクル活動という先進的な取り組みを中止せざるを得なくなります。そこで、地区としての合意があり、当該地区住民の不要品に限って行うリサイクル活動に関して必要不可欠な施設について、①市街化調整区域内での開発許可が認められるよう、都市計画法第34条第1項に規定②農用地区域内農地の農地転用が認められるよう、農地法施行規則第7条に規定③農用地区域内農地の開発が認められるよう、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に規定してください。	中川原地区エコプロジェクト	特定非営利活動法人いよ環境センター	38 愛媛県	農林水産省 国土交通省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1193040	土地改良法第15条の特例	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	<p>前回提案で、土地改良区の性格から収益的事業が認められなかったが、当市のような中山間地域では兼業農家が多く、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状態は悪化している。近年、この打開策として集落法人による持続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が示されたところである。しかしながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となることや安定的な収入が当面確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが実情である。土地改良区はこれまで土地改良事業を通じて、地域内において歴史的・地理的・社会的に精通した知識を保持しており、地域における人的つながりも濃厚で地域的課題にも精通している。しかし、現在ではその役割を償還事務と小規模で維持修繕的な土地改良事業が主な業務に終始している。また、市町村合併により旧町村単位で設立していた土地改良区を合併し事務の効率化を図っているが、本来業務を維持するにも経済的困窮により市の補助金である運営費によりかろうじて存続を保っている。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持の礎を失うことになる。そこで、早急に土地改良区の活用を最大限に図り、持続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため、過渡的に土地改良区がその任に当たることを可能にし、若年層を中心とした担い手の確保を図り集落法人への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。</p>		三次市	34 広島県	農林水産省
1193050	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	<p>農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のため許可制を採っていることは理解している。</p> <p>しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足に悩む中山間地域においては、都市から移住してきた新規就農者等の小規模な農家であっても、将来においては、地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材である。そうした、新規就農者が土地を取得しやすくなるよう一定の要件を満たす地域の取得下限面積要件の廃止を提案する。</p> <p>また、特定農地貸付法や市民農園整備促進法関係での貸借も考えられるが、貸借では覚悟を決めて定住をしてきた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等も継続していくので、農地を取得するという形での就農を実現させていきたい。</p>		三次市	34 広島県	農林水産省